

## 第32回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和5年2月21日(火)午後1時55分  
閉 会 令和5年2月21日(火)午後2時18分  
場 所 市役所北庁舎3階第5会議室

### 2 会議録署名委員

- 6番 石川孝治委員                      8番 住崎岩衛委員  
12番 市川耕作委員(会長)

### 3 出席委員

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 筒井敏彦委員   | 2番 松村昌治委員   |
| 3番 堀江甚貴委員   | 4番 菊池伸明委員   |
|             | 6番 石川孝治委員   |
|             | 8番 住崎岩衛委員   |
| 9番 小林茂委員    | 10番 大室正行委員  |
| 11番 小牧直子委員  | 12番 市川耕作委員  |
| 15番 千金楽千詠委員 | 16番 岡田正宏委員  |
| 17番 志水清隆委員  | 18番 榎本重雄委員  |
| 19番 石坂成雄委員  | 20番 戸井田昭次委員 |

### 4 欠席委員

- |           |            |
|-----------|------------|
| 5番 高木一郎委員 | 7番 平田佳子委員  |
| 13番 澤井正委員 | 14番 伊藤久夫委員 |

### 5 議 長

- 12番 市川耕作委員(会長)

### 6 事務局(説明員)

高野和夫局長 加藤泰幸係長 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 都市農地の賃借に係る事業計画の認定について
- 8 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
  - (2) 2月度活動報告について ……資料No. 2
  - (3) 次回の総会開催日  
日 時 令和5年3月20日（月） 午後2時から  
場 所 市役所北庁舎3階第5会議室
  - (4) その他

午後 1 時 5 5 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、

ただ今より、第 3 2 回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

先週は東京都農業委員会、農業者大会に参加ありがとうございました。お疲れさまでした。

本日は、5 番、高木委員さん、7 番、平田委員さん、1 3 番、澤井委員さん、1 4 番、伊藤委員さんから都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は、6 番、石川委員さん、8 番、住崎委員さん、よろしく願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は 4 件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いいたします。

#### 第 1 号議題の説明文

第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は若松町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、若松町○の○○の○○，○○の合計 2 筆、3 0 5 平方メートル。届出書が到達した日は、令和 5 年 1 月 3 1 日、転用の目的は専用住宅となっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は 大室委員さんをお願いしています。

第 2 項、届出者は白糸台○の○の○、○○○○、土地の所在は、白糸台○の○

の〇、161平方メートル。届出書が到達した日は、令和5年2月2日、転用の目的は専用住宅となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第3項、届出者は是政〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、是政〇の〇〇の〇、954平方メートル。届出書が到達した日は、令和5年2月2日、転用の目的は駐車場、トランクルームとなっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんをお願いしています。

なお、転用目的のトランクルームについては、以前から設置されていたとのことです。

第4項、届出者は多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、朝日町〇の〇の〇〇、497平方メートル。届出書が到達した日は、令和5年2月8日、転用の目的は診療所、店舗が入る長屋住宅となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第1号議題 農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は伊藤委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となりまして、現地確認の結果は問題ないとの連絡をいただいています。

第4項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） それでは、第1項、大室委員さん如何ですか。

○委員（大室委員） はい、資料の1ページ、2ページをご覧ください。転用の目的は住宅用地で、現地確認は2月15日に行ってまいりました。まだ工事は始まっておりませんが更地の状態になっておりまして、問題はないと思います。

○議長（市川委員） それでは第2項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、案内図の4ページをご覧ください。現地確認は、2月14日に実施しております。ここはまだ盛土をしている段階であり、住宅着工には

もう少し時間が掛かる見込みで、何の問題もないと思います。以上です。

○議長（市川委員） 第3項については先ほど事務局から報告があったとおりです。

第4項、戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図はお手元の8ページです。人見街道に面しておりまして、現況の確認をしたところ農地としての作付けはされておられませんけれど、農地のままで何の問題もないと思っております。以上です。

○議長（市川委員） 第1項から第4項について、他にご意見等ございますか。

（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は5件です。今回は、第1項と第2項と第3項から第5項の3回に分けて報告をお願いしたいと思います。

それでは第1項ですが、○○委員さんが関係者となりますので、少しの間、席を外していただきたいと思います。

（○○委員退席）

それでは事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は西東京市東伏見○の○の○○、○○○○○○○○株式会社、代表取締役○○○○、譲渡人は本宿町○の○の○、○○○○、土地の所在は、日新町○の○○の○，○，○，○の合計4筆、661平方メートルで所有権の移転となります。届出書が到達した日は、令和5年1月11日、転用の目的は建売住宅6棟となっています。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小牧委員さんをお願いしています。

第2項、譲受人は府中町○の○の○、○○○○2階、株式会社○○○○○○、代表取締役○○○○、譲渡人は白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は、紅葉丘○の○○の○○、5.46平方メートルで所有権の移転となります。届出書が到達した日は、令和5年1月30日、転用の目的は南側の隣接地と合わせて

建売住宅用地となっています。

12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さん  
にお願いしています。

第3項、譲受人は美好町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、前田章  
吾、前田綾香、譲渡人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代  
表取締役〇〇〇〇、土地の所在は、西原町〇の〇の〇、105平方メートルで所  
有権の移転となります。届出書が到達した日は、令和5年1月31日、転用の目  
的は専用住宅となっています。

14ページの案内図は当該地を示しております。

第4項、譲受人は渋谷区神宮前〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は第3項と  
同じ〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、土地の所在は、西原町〇の〇の  
〇〇、90平方メートルで所有権の移転となります。届出書が到達した日は、令  
和5年1月31日、転用の目的は専用住宅となっています。

16ページの案内図は当該地を示しております。以上の第3項、第4項の現地  
の確認は石川委員さんをお願いしています。

第5項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締  
役〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇  
の〇、290平方メートルで所有権の移転となります。届出書が到達した日は、  
令和5年2月6日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

18ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さん  
にお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための  
権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は小牧委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項小牧委員さん如何でしょうか。

○委員（小牧委員） はい、1月22日に現地の確認に行きました。田んぼには何  
も植えてなく、開発事業のお知らせの看板が立ち、宅地造成、専用住宅6区画と記  
入してありました。何の問題もありません。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項の報告を了承することにいたします。

〇〇委員さんがお戻りになるまで少々お待ちください。

(〇〇委員着席)

〇〇委員さん、第1項は了承することになりましたので、お伝えします。

次に第2項ですが、〇〇委員さんが関係者となりますので、少しの間、席を外していただきたいと思います。

(〇〇委員退席)

それでは事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いいたします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） 第2項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図の12ページをご覧ください。現地は、全面が広い農地でその北方に若干農地がございまして、2月の初旬に調査をしましたが、この場所につきましてはまだ農地の更地のままでございます。何の問題もないと思っております。以上です。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第2項の報告を了承することにいたします。

〇〇委員さんがお戻りになるまで少々お待ちください。

(〇〇委員着席)

〇〇委員さん、第2項は了承することになりましたので、お伝えします。

続いて、第3項から第5項の現地確認の委員さんの報告を事務局からお願いいたします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3項、第4項の現地の確認は石川委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） では、第3項、第4項、石川委員さん如何ですか。

○委員（石川委員） はい、資料の14ページ、16ページですが、19日に見に行きまして、共に基礎工事の準備段階の状況でありましたので、別に問題はないと思っております。以上です。

○議長（市川委員） 続いて、第5項は私です。17ページ、18ページになります。今は相続の最中だと思いますが、相続税を払うための売却だと聞いております。現在は重機が入って整地を始めております。問題ありません。以上です。

第3項から第5項まで、他にご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第3項から第5項の報告を了承することにいたします。

次に「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第3号議題の説明文

第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は小柳町〇の〇〇の〇、〇、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計4筆、田と畑を合せて2,326平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇の合計4筆、田、968平方メートル。

20、21ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、22、23ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は岡田委員さんをお願いしています。

24、25ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、26ページの案内図は当該地を示しております。現地確認は市川会長さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。



第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 第1項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、案内図の22ページをご覧ください。こちら相続が発生したということで、現地確認は2月14日に行いました。22ページの方は稲作をしていたところであり何の問題もありません。それから案内図の23ページ、当該地の大きい方はJAが管理していて、ジャガイモ、ダイコンを栽培していて、今はトラクターできれいに耕してあり何の問題もありません。小さい方は野菜などを植えていて、こちら何の問題もありません。以上です。

○議長（市川委員） 続いて第2項は私になります。24ページからとなり、案内図は26ページになります。現在相続中ということで、息子さんからの申請になります。元々26ページの現場は田んぼになっておりまして、2月12日に見に行った時には稲刈りの後に何もやっていないようで若干草が生えておりましたが、問題ありません。以上です。

第1項、第2項について、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は4件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

#### 第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和2年1月29日から令和5年2月2日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇、〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、住吉町〇の〇〇の〇の合計14筆、田と畑を合わせて2,805.61平方メートル。

第2項、次の者が令和2年2月14日から令和5年2月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、1,962.12平方メートル。

28ページに移りまして、第3項、(1) 次の者が令和2年2月13日から令和

5年2月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇他3筆、紅葉丘〇の〇〇の〇、〇の一部、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計8筆、田と畑を合わせて3,282平方メートル。

(2) 次の者が令和2年2月13日から令和5年2月5日まで、引き続き認定都市農地貸付け等を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇、土地の所在は紅葉丘〇の〇〇の〇、〇の一部の合計2筆、畑、360平方メートル。

第4項、次の者が令和2年4月22日から令和5年2月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は若松町〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、1,626.81平方メートル。

29から31ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

32から34ページの案内図は当該地を示しております。

35、36ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

37ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項、第2項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

38、39ページは〇〇氏から提出された引き続き農業経営を行っている旨の証明願、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。40から42ページの案内図は当該地を示しております。

43、44ページは同じく〇〇氏から提出された引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願、認定都市農地貸付け等に関する明細書です。45ページは当該地を示していきまして、引き続き農業経営を行っている41ページの当該地の西側に接しています。現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

46、47ページは〇〇氏から提出された引き続き農業経営を行っている旨の証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。48ページの案内図は当該地を示しています。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行って

いる旨の証明について。

第1項、第2項の現地の確認は小林委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は岡田委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） それでは、第1項、第2項、小林委員さん如何でしょうか。

○委員（小林委員） はい2月18日に現地確認に行きました。まず、第1項の32ページになりますけれど、ここはハウスが4棟ほど建っておりまして、カブだとかいろいろな冬野菜が作付けされておりまして、何の問題もないと思います。33ページですが、こちらの方もブロッコリーですとかいろいろ作付けされておりまして問題ないと思います。それから34ページですが、こちらの方もやはりハウスが4、5棟建っておりまして、作付けはきちんとされておりまして、何ら問題ないと思います。次の第2項の確認も同日に行つて来ました。こちらの方もハウスが建っており、中にダイコンやホウレン草などいろいろ作付けされており、適正に管理されており何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） 続いて第3項、岡田委員さん如何でしょうか。

○委員（岡田委員） はい、案内図の40ページです。2月14日に現地確認に行つてまいりました。こちらにも全面稲作していた跡があり、何の問題もありません。次の41ページをご覧いただきたいのですが、こちらは野菜等を栽培しており、今はトラクターできれいに耕しており、何の問題もないと思われまふ。次の42ページですが、当該地の大きい方も小さい方も今は何も植えてありませんでしたが、トラクターできれいに耕しており、何の問題もないと思われまふ。以上です。

○議長（市川委員） 続きまして、第4項、大室委員さん如何でしょうか。

○委員（大室委員） はい、48ページの案内図になります。現地確認は2月15日に行いました。一面にはネギとブロッコリー、ホウレン草等が作付けされておりまして、順次出荷されており半分は収穫したあとの状態で、農地として適正に管理されていると思われまふ。以上です。

○議長（市川委員） 他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議等がないようですので、第1項から第4項は証明することといたします。

次に「第5号議題 都市農地の貸借に係る事業計画の認定について」を議題とします。申請件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

### 第5号議題の説明文

第5号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定申請があった別記事業計画を審査するものです。

2ページの別記、1の申請者の氏名等の使用借人は分梅町3の65の1、マイズ農業協同組合、代表理事組合長、田中幸雄、使用貸人は緑町〇の〇の〇、〇〇〇〇。

2の土地の所在等は、緑町〇の〇〇の〇〇、畑、804平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の存続期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計6,069平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計6,963平方メートル。

52ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、2の認定要件の予備審査において、適としております。

1の法施行規則第3条第1項に該当することは、54ページの3、都市農地における耕作の事業の内容のロの(1)、ロの(2)で、それぞれ確認し、適としています。

58ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしております。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

本件の現地の確認は菊池委員さんをお願いしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） 菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、一番最後の案内図になります。第二小学校の東で、以前はブルーベリーの畑で申請がされていたようですが、ずっときれいに整地されておりまして何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、他に、ご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件は認定することといたします。

次に8「その他」に入ります。

はじめに（1）資料No.1の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、今回は、1件を除き、生産緑地指定後30年を経過したことを理由とした買取申請に伴う制限解除となっています。委員のみなさんから何かありますでしょうか。（…）

ないようでしたら、次に（2）資料No.2の「2月度活動報告について」ですが、何かありますか。（…）

なければ、（3）「次回の総会開催日」ですが、今回は3月20日、月曜日、午後2時から第5会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に（4）のその他ですが、委員の皆さまから何かありますでしょうか。

資料で令和5年度の主要行事日程が配られておりますけれど、あらかじめ分かっているものは予定をお願いしたいと思います。今までコロナでかなり中止になっていることがありますけれど、来年度は感染症が収まるのではないかとということで、いろいろな行事が行われることかと思えます。

なければ、事務局から何かありますか。（…）

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第32回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

次回も、新型コロナウイルス感染予防対策を十分行い、全員出席のもと総会を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

午後2時18分閉会

